

1 趣旨

この要領は、福知山市が発注する建設工事における工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の確認に係る事務処理について必要な事項を定める。

2 内訳書提出の目的

内訳書は、入札及び契約における不正行為の排除の徹底、ダンピング受注の防止を図ること及び入札参加者の積算努力の促進を図ることを目的として、入札者に提出を求めるものとする。

3 対象工事

内訳書の確認を行う建設工事は、全ての条件付一般競争入札又は指名競争入札（公募型を含む）による工事とする。

4 内訳書の提出

内訳書は、入札時に入札書に添付して提出するものとする。

5 内訳書の記載内容等

内訳書の記載内容等は、次に掲げるものとする。

- ① 様式は任意とするが、内訳の項目は閲覧設計図書の工事費内訳等の項目に一致するものとする。
- ② 内訳項目の範囲は、「明細書」以上（建築一式工事等では、「細目別内訳」以上）の項目とする。ただし、必要な場合は「仕訳表」以上の項目とする。
- ③ 内訳書の表紙には、工事番号、工事名、工事場所、住所、商号又は名称を記載する。
- ④ 内訳書の合計金額は、入札書に記載する金額と一致するものとする。（再度入札は除く。）
- ⑤ 閲覧設計書の数量は参考としてあげているものであるため、内訳書と一致する必要はない。ただし、計上しない項目がある場合も数量0として内訳書に必ずあげるものとする。また、積算上必要な場合は、項目を追加してもかまわない。
- ⑥ 値引きなどのマイナス表示は記載しないものとする。ただし、スクラップ控除等のマイナス計上する場合又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数処理をする場合を除く。

6 内訳書の確認事項

内訳書の確認事項は、次に掲げるものとし、落札候補者の内訳書を重点的に調査する。

- ① 当該工事に係る内訳書であるか
- ② 内訳書に記載された商号又は名称は正しいか
- ③ 内訳項目の範囲は指示された項目を満たしているか
- ④ 各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか
- ⑤ 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか
- ⑥ 内訳書の合計金額が入札金額と同額であるか

7 内訳書に不備等があるときの取扱い

内訳書について不備がある場合は、「別表」に定めるところにより取り扱うものとする。ただし、当該不備が軽微な誤記であるときには、注意を行ったうえで入札書を無効としないことができるものとする。

8 工事費内訳書の取扱

- ① 提出された内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ② 提出された内訳書は、返却しない。
- ③ 提出された内訳書は、必要に応じ外部委員会等に提出する場合がある。
- ④ 提出された内訳書は、次年度まで保存する。

別表

不 備 の 内 容	対 応
①内訳書の全部又は一部が提出されていない ②当該工事の内訳書であることが特定できない ③内訳項目の範囲が指示された項目を満たしていない ④商号又は名称に誤りがある ⑤電子入札において、内訳書が指定したファイル形式ではない ⑥内訳書の合計金額が入札金額と異なる ⑦値引きなどマイナス表示が記載されている (注：スクラップ控除等マイナス計上すべきもの又は入札書記載金額と一致させるための千円未満の端数処理はこれに該当しない。) ⑧その他内訳書不備に該当する事項がある	福知山市財務規則第 121 条第 6 号に該当するものとして入札書を無効とし、当該入札者は失格とする。
⑨他の入札参加業者の様式を使用していることが明らかである ⑩内訳書の各項目の金額が他の入札参加者と全く同一である (注：合理的な理由がある場合は、全く同一であってもこれに該当しない。)	入札をいったん保留し、該当する入札参加者（以下「該当者」という）全員に対して事情聴取を行う。事情聴取の結果、不正行為等の事実が確認できない場合は、該当者から誓約書を提出させた上で、入札を続行する。不正行為等があったと認められる場合は、別途協議の上、対応を判断する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。